

○大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領

令和二年九月一日

大分県告示第五百七号

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領を次のとおり定める。

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領

(指名停止)

第一条 知事は、有資格業者（大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号）第四条の規定により知事が同告示第一条に規定する入札参加資格があると認めた者をいう。以下同じ。）が別表第一から別表第四まで（以下単に「別表」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表及び第三条第一項から第四項までに定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 知事は、別表第三に掲げる措置要件を事由として前項の指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。

3 知事が第一項の指名停止を行ったときは、契約担当者（大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第二条第一号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、物品等の調達、売払い及び役務の提供（以下「物品調達及び役務の提供等」という。）の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(令四告示五二〇・一部改正)

(下請負人に関する指名停止)

第二条 知事は、前条第一項の規定により指名停止を行う場合において、当該有資格業者（以下「元請負人」という。）から再委託を受託した有資格業者（以下「下請負人」という。）が、当該指名停止について責めを負うべきことが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(令四告示五二〇・追加)

(指名停止の期間の特例)

第三条 有資格業者が一の事案により別表に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表に定める短期の二倍の期間とする。

一 別表に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後一年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

二 別表第二第一号から第三号まで又は第四号から第七号までに掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後三年を経過するまでの間に、それぞれ同表第一号から第三号まで又は第四号から第七号までに掲げる措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 知事は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表及び前二項に規定する指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の二分の一まで短縮することができる。

4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第一項に規定する指名停止の期間の長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の二倍（当該長期の二倍が三十六月を超える場合は三十六月）まで延長することができる。

5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表及び前各項に定める期間の範囲内で当該指名停止の期間を変更することができる。

6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止に係る事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（令四告示五二〇・旧第二条繰下）

（指名停止の通知）

第四条 知事は、第一条第一項又は第二条の規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書（第一号様式）により、前条第五項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書（第二号様式）により、同条第六項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書（第三号様式）により、それぞれ当該有資格業者に対し遅滞

なく通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が県の発注した物品調達及び役務の提供等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(令四告示五二〇・旧第三条繰下・一部改正)

(随意契約の相手方の制限)

第五条 契約担当者は、次項に定める場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

2 契約担当者は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第二号及び第五号から第七号までのいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

(令四告示五二〇・旧第四条繰下)

(下請等の禁止)

第六条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る物品調達及び役務の提供等の全部又は一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(令四告示五二〇・旧第五条繰下)

(不当介入に係る通報の要請)

第七条 契約担当者は、契約の相手方である有資格業者が暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、暴力団(同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。)から不当介入(同法第九条各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を受け、又は受けたおそれがあると認めたときは、当該有資格業者に対し、当該不当介入のおそれについて速やかに警察に通報するよう要請することができる。

(令四告示五二〇・旧第六条繰下)

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第八条 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(令四告示五二〇・旧第七条繰下)

(委任)

第九条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

（令四告示五二〇・旧第八条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和二年十月一日から施行する。

（大分県が発注する県庁舎等維持管理業務に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領等の廃止）

2 大分県が発注する県庁舎等維持管理業務に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成二十六年大分県告示第二百三十七号）及び大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成二十六年大分県告示第二百三十八号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行前にした行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和四年告示第五二〇号）

（施行期日）

1 この告示は、令和五年一月一日から施行する。

（大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領等の廃止）

2 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成二十七年大分県告示第百八十六号）及び大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等業務の契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領（令和三年大分県告示第二百五十一号）は、廃止する。

（経過措置）

3 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の一部を改正する告示（令和四年大分県告示第五百十九号）附則第四項又は第五項の規定により入札参加資格を取得したとみなされた者（以下「みなし有資格業者」という。）であって、この告示の施行の際、前項による廃止前の大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領（以下「旧情報システム指名停止等措置要領」という。）又は同項による廃止前の大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等業務の契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領（以下「旧複写サービス指名停止等措置要領」という。）

の規定により指名停止を受けているものは、この告示の施行の日に、この告示による改正後の大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領（以下「新指名停止等措置要領」という。）の規定により指名停止を受けたものとみなす。この場合において、当該指名停止の期間は、新指名停止等措置要領の規定にかかわらず、旧情報システム指名停止等措置要領又は旧複写サービス指名停止等措置要領により受けていた指名停止の期間の同日における残期間と同一の期間とする。

- 4 みなし有資格業者がこの告示の施行前にした旧情報システム指名停止等措置要領又は旧複写サービス指名停止等措置要領に規定する指名停止の措置要件に該当する行為に対する指名停止については、なお従前の例による。この場合において、当該指名停止は、新指名停止等措置要領の規定により行われたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。以下同じ。）に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑を宣告された者は、この告示による改正後の大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領別表第二の規定の適用については、拘禁刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑を宣告された者とみなす。

別表第一（第一条関係）

虚偽記載等及び事故に基づく措置基準

措置要件	期間
（虚偽記載） 一 大分県が発注する物品調達及び役務の提供等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品調達及び役務の提供等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （過失による粗雑業務）	当該認定をした日から一年以上六月以内
二 大分県と締結した物品調達及び役務の提供等の契約（以下「県締結契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契	当該認定をした日から一年以上六月以内

約の履行を粗雑にしたと認められるとき（契約の内容に適合しないものが軽微であると認められる場合を除く。）。	
三 前号に掲げる場合のほか、県締結契約の履行に当たり、当該業務の履行期限内に履行せず履行遅滞となったとき、正当な理由なく検査を行う者等の指示に従わないとき、その他契約に違反し、物品調達及び役務の提供等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	三 前号に該当した場合、当該認定をした日から一月以上四月以内
四 県締結契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたとき。	四 当該認定をした日から一月以上八月以内
五 県内における物品調達及び役務の提供等の契約で県締結契約以外のもの（以下「一般契約等」という。）の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	五 当該認定をした日から一月以上八月以内
六 安全管理措置の不適切により生じた契約の履行関係者事故（安全管理措置の不適切により生じた契約の履行関係者事故）	
七 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、当該契約の履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたとき。	七 当該認定をした日から二週間以上六月以内

別表第二（第一条関係）

贈賄・あつせん利得及び不正行為等に基づく措置基準	
措置要件	期間
（贈賄・あつせん利得） 一 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若	逮捕又は公訴を知った日か

しくは使用人が、大分県の職員に対して行つた贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
二 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、県内の他の公共機関の職員に対して行つた贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から九月以上十八月以内
三 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、県外の他の公共機関の職員に対して行つた贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から六月以上十二月以内
(独占禁止法違反行為) 四 県締結契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第三条又は第八条第一号に違反し、物品調達及び役務の提供等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から十二月以上二十四月以内
五 次に掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第三条又は第八条第一号に違反し、物品調達及び役務の提供等の契約の相手方として不適当であると認められる場合（前号に掲げる場合を除く。）。	
イ 県内における業務に関する違反行為	当該認定をした日から九月以上十八月以内
ロ イ以外の業務に関する違反行為	当該認定をした日から六月以上十二月以内
(競売入札妨害又は談合) 六 県締結契約に関し、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から十二月以上二十四月以内
七 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若	

しくは使用人が、次に掲げる者の発注する物品調達及び役務の提供等に関して競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。	
イ 県内の他の公共機関	逮捕又は公訴を知った日から九月以上十八月以内
ロ イに掲げる者以外の者	逮捕又は公訴を知った日から六月以上十二月以内
（不正又は不誠実な行為）	
八 別表第一及び前各号に掲げる場合のほか、暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第一号に規定する暴力的不法行為等をいう。）をし、又は業務に關し不正若しくは不誠実な行為をし、物品調達及び役務の提供等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から一月以上九月以内
九 別表第一及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）の規定による罰金刑を宣告され、物品調達及び役務の提供等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から一月以上九月以内
（第三者委託等）	
十 委託契約において、契約の履行を契約担当者の承諾を得ることなく第三者に委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせたとき。	当該認定をした日から六月以上二十四月以内
（情報の漏えい）	
十一 県締結契約の履行に当たり、知り得た情報を故意又は過失により第三者に漏らしたと認められるとき（軽微なものと認められる場合を除く。）。	当該認定をした日から一月以上六月以内

別表第三（第一条関係）

暴力団関係者の排除に関する措置基準	
措置要件	期間
有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくは当該認定をした日から十二	

使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められるとき。 一 有資格業者が暴力団関係者であるとき。 二 有資格業者が暴力団関係者を使用したとき。 三 有資格業者が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたとき。 四 有資格業者が暴力団関係者と密接な交際等を有しているとき。	月以上二十四月以内
--	-----------

別表第四（第一条関係）

その他の措置基準

措置要件	期間
大分県が発注する物品調達及び役務の提供等に関し正当な理由がなく、契約を締結せず、又は契約を履行しなかったとき。	当該認定をした日から一月以上九月以内

第1号様式(その1)(第4条関係)

		第	号
		年	日
		月	
所 在 地			
商号又は名称			
代表者氏名	殿		
		大分県知事	印
指名停止通知書			
この度、 が ことは、誠に遺憾である。 よって、物品調達及び役務の提供等について下記のとおり指名停止を行うことにしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。			
記			
1 指名停止の期間	年	月	日から 年 月 日まで(箇月)
2 指名停止の理由			

第1号様式(その2)(第4条関係)

		第	号
		年	日
		月	
所 在 地			
商号又は名称			
代 表 者 氏 名	殿		
		大分県知事	印
指名停止通知書			
この度、 が ことは、誠に遺憾である。 よって、物品調達及び役務の提供等について下記のとおり指名停止を行うことにしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。			
記			
1 指名停止の期間	年	月	日から 年 月 日まで(箇月)
2 指名停止の理由			
3 改善措置報告期限	年	月	日

第2号様式(第4条関係)

		第	号
		年	日
		月	
所 在 地			
商号又は名称			
代表者氏名	殿		
		大分県知事	印
指名停止期間変更通知書			
先に 年 月 日付け 第 号をもって の指名停止 を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更 したので通知する。			
記			
1 従前の指名停止の期間	年	月	日から 年 月 日まで(箇月)
2 変更後の指名停止の期間	年	月	日から 年 月 日まで(箇月)
3 変 更 理 由			

第3号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名 殿

大分県知事 印

指名停止解除通知書

先に 年 月 日付け 第 号をもって の指名停止を行
った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止を解除したので
通知する。

記

- 1 解除年月日 年 月 日
- 2 解 除 理 由

第1号様式（その1）（第4条関係）

（令4告示520・一部改正）

第1号様式（その2）（第4条関係）

（令4告示520・一部改正）

第2号様式（第4条関係）

（令4告示520・一部改正）

第3号様式（第4条関係）

（令4告示520・一部改正）